

# 新型コロナウイルス感染症 の症状・感染に関する相談

7月7日時点の情報を掲載しています

各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下のとおりまとめました。内容は変更している場合があります。詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

内容		相談先	電話・ファックス
<b>感染の疑いがある</b> 次のいずれかの症状がある方はすぐに相談を(下記症状に該当しない場合の相談も可) ▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ▶重症化しやすい方(※)・妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ▶上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ★小児は帰国者・接触者電話相談センター・かかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。		<b>《新宿区》帰国者・接触者電話相談センター</b> (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273) 3836 ☎(5273) 3820
		<b>《東京都》帰国者・接触者電話相談センター</b> (月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け)	☎(5320) 4592
<b>症状・予防など</b> 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談 (感染の疑いや症状がある等の相談を除く)		<b>《新宿区》新型コロナウイルス相談電話</b> (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273) 3836 ☎(5273) 3820
		<b>《厚生労働省》</b> (午前9時～午後9時)	☎0120(565) 653
<b>【多言語】</b> 症状・予防など	英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・日本語	<b>《東京都》保健医療情報センター「ひまわり」</b> (午前9時～午後8時)	☎(5285) 8181
	英語・中国語・韓国語・日本語	<b>《東京都》新型コロナコールセンター(一般電話相談)</b> (午前9時～午後10時)	☎(0570) 550571
<b>【聴覚障害のある方向け】</b> 症状・予防など		<b>《東京都》新型コロナウイルス感染症相談窓口</b>	☎(5388) 1396

## 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少のあった世帯の方へ

### 就学援助のご利用を

区では、就学援助制度に基づき、生活保護とそれに準ずる所得で義務教育期間中のお子さんのいる家庭に、学習に必要な経費の一部を支援しています。就学援助の認定は、原則として前年分の世帯全員の所得で判定しますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、令和2年中の年間所得見込み額が認定基準を下回る場合には、対象として認定します。令和2年度の新宿区就学援助申請をすでに申請し、認定結果

が「否認定」だった世帯も再度申請できます。**【申請方法】**今年度初めて申請する方は、学校運営課へご連絡ください。すでに申請済みの方は、認定結果が「否認定」の場合に同封されている再審査申請のご案内をご覧ください。**※**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出をご活用ください。**【問合せ】**学校運営課学校運営支援係(第1分庁舎4階) ☎(5273) 3089へ。

### 個人向け資金貸付の特例措置 受付期間を9月30日まで延長します

個人向け緊急小口資金等の特例として行っている、緊急の貸し付けの受付期間を延長します。申請書は区社会福祉協議会ホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp>)から取り出せます。申請は原則として郵送で受け付けます。**【問合せ】**区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20) ☎(5273) 3546へ。

#### 緊急小口資金

**【対象】**新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等で収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯  
**【貸付限度額】**20万円以内  
**【利子】**無利子  
**【返済期限】**2年以内(据置期間1年)

#### 総合支援資金(生活支援費)

**【対象】**新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業等で、生活維持が困難となり、生活再建までの生活費を必要とする世帯  
**【貸付限度額】**▶2人以上…月20万円以内、▶単身…月15万円以内  
**【貸付期間】**原則3か月以内  
**【利子】**無利子  
**【返済期限】**10年以内(据置期間1年)

## ひとり親家庭(母子・父子)等の方へ

### 臨時特別給付金の支給や食料品等の生活必要品の提供を実施します

新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭等を支援します。申請方法等、詳しくは、お問い合わせください。

**【問合せ】**子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273) 4558へ。

## ひとり親世帯臨時特別給付金

次の対象者に、給付金を支給します。

	対象	給付額	給付方法	必要書類	申請方法
基本給付	①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1世帯50,000円、第2子以降1人に付き30,000円を加算	8月中旬に児童扶養手当の振込先口座に支給		申請不要
	②5月31日時点で児童扶養手当の受給資格はあるが、未申請または公的年金給付等を受けていることにより、手当の支給対象とならなかった方 ※前年度所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る		申請をした方に、審査の上、指定口座に支給	▶戸籍謄本(★) ▶家計の状況に関する書類等	8月3日(月)～令和3年2月26日(金)に窓口または郵送(必着)により申請
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方		申請をした方に、審査の上、指定口座に支給	家計の状況に関する書類等	
追加給付	①または②の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方	1世帯50,000円	申請をした方に、審査の上、指定口座に支給	家計の状況に関する書類等	

★新宿区に本籍地がある方の戸籍謄本(全部事項証明)取得の際の手数料は免除します。請求の際にお申し出ください。すでに児童扶養手当の受給資格について、区市町村の認定を受けている場合、戸籍謄本は不要です。

## 食料品等の生活必需品の提供

### ●新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業

食料品等の生活必需品を提供するためのカタログ(右図)と申込用はがき等を7月下旬に発送します。カタログからお好みの商品4品を選んで10月31日(土)(消印有効)までにご注文ください。



**【対象】**次のいずれかに該当する方  
 ▶令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている  
 ▶令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった